平成３０年（フ）第２７７号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡４丁目23―45―401
破産者　森田美由紀
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７８号
東京都練馬区石神井台５丁目22番41号
破産者　有限会社スリーサウザンド
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７９号
東京都練馬区東大泉４丁目28―１―101
破産者　佐藤　三千
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１５号
東京都杉並区下井草４丁目14―１
破産者　永見　良一
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６８６号
東京都練馬区高松４丁目26―10―401
破産者　森　　悠哉
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９６１号
東京都品川区大崎３丁目11―13　ＬＡＳＡＮＯ．７　202
破産者　前田　幹生
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１００６号
東京都北区岩淵町35―14―302
破産者　前嶌　　剛
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４３号
東京都世田谷区南烏山６―16―11　スカイコート千歳烏山第２　207、住民票上の住所栃木県小山市城山町３丁目18―21―303
破産者　山内　治雄
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０５０号
東京都江戸川区松本２丁目４―13
破産者　三五　知也
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０５２号
東京都杉並区和泉４丁目47―23―305
破産者　古川　　学
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０５６号
東京都北区西ケ原１丁目61―13―401
破産者　勝間田翔伍
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０６０号
東京都新宿区中落合１丁目１―20　落合スイート　５―Ａ
破産者　押川愛こと　李　　賢愛
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０６１号
東京都渋谷区上原１丁目４―９　田中方202
破産者　渡邉　吉久
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０７９号
東京都福生市志茂63―１―202
破産者　藤木　純夫
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０８１号
東京都板橋区舟渡２丁目13―14―106
破産者　小林　正典
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１１４号
東京都杉並区和田２丁目39―11―405
破産者　鳥毛美知世
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１２１号
東京都世田谷区玉川１丁目19―１―305
破産者　安藤　　周
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１４２号
東京都江戸川区小松川１丁目５―７―1209
破産者　秋葉　陽子
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１５３号
東京都品川区南大井５丁目18―17　エンゼルハイム大森第２　206号、住民票上の住所東京都品川区南大井５丁目18―17―206
破産者　松田　悌二
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１５６号
東京都足立区堀之内１丁目３―23　アヴニールⅣ201
破産者　齋藤　康一
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１５８号
東京都渋谷区広尾５丁目７―３―1017
破産者　半井陽子こと　バダムスレンボロルマー
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部